

(様式 2)

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号	認定事業種
56005	R6.3.27 (R8.8.4)	株式会社石川組	島崎 祐男	鹿角市十和田 大湯字中田 1-3	0186-37-3041	有

太枠内は、登録認定後に振興局長が記載する。

2 雇用の状況

林業現場作 業職員 (う ち常用)	事務系等職 員数 (うち常 用)	雇用管 理者の 選任の 有無	雇用に 関する 文書交 付の有 無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災 保険	労災保 険料率	雇用 保険	健康 保険	厚生年 金保険	退職金 共済等
20 人 (20)	39 人 (39)	有	有	人 59	% 60	人 59	人 59	人 59	人 59

職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの (季節労働を除く。) をいう。

退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注 1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 30 条第 1 項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注 2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 31 条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォス トワ ーカ ー	フォス トリ ーダ ー	フォス トマ ネー ジャ ー	森林施 業プ ラン ナ ー	森林作 業 道作 設 オペ レー タ ー	技術士	技能士	林業 技士	フォス ター (森林 総合 監理 士)	ニュー グリー ンマイ スター	秋田 県 林業 技術 管理 士
人 7	人 3	人 3	人 1	人 0	人 0	人 0	人 5	人 0	人 6	人 0

注 1 フォストワーカー (林業作業士) フォストリーダー (現場管理責任者) フォストマネージャー (統括現場管理責任者) とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について (平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号林野庁長官通知) 」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注 2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

- 注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- 注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注8 ニューグリーンマイスターとは、秋田県が認定する基幹林業作業士のこと。
- 注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4 林業機械の保有状況

グラブ ブル	ブローチ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング -ダ	フェロー ンチャ	スキッド	クレー ダ	バケット 付グラブ ブル	林内 作業車	その他
台 6	台 2	台 2	台 4	台 0	台 6	台 0	台 0	台 0	台 0	台 0

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこと。

5 素材生産量の増加又は生産性の向上

(1) 事業期間

令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日（5年間）

(2) 目標とする事業年度

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

(3) 直近3か年の事業実績及び事業計画

直近3事業年度の実績、直近から1・3・5年目の事業計画を記載してください。

事業区分		指標	内訳	直近3か年の実績（R5～R7）			事業計画		
				直近の 前々年	直近の 前年	直近	1年目 （R4）	3年目 （R6）	5年目 （R8）
生産	主伐	面積 （ha）	直営	27.17	12.43	23.81	24.00	24.50	25.00
			請負						
			合計	27.17	12.43	23.81	24.00	24.50	25.00
		材積 （m ³ ）	直営	8,630	4,970	9,524	9,600	9,800	10,000
			請負						
			合計	8,630	4,970	9,524	9,600	9,800	10,000
		生産性 （m ³ /人日）	直営	7	7	7	8	10.0	10.0
	間伐	面積 （ha）	直営	49.00	75.01	47.01	60.00	55.0	83.00
			請負						
			合計	49.00	75.01	47.01	60.00	55.0	83.00
		材積 （m ³ ）	直営	7,383	11,260	7,051	8,000	9,000	10,000
			請負						
			合計	7,383	11,260	7,051	8,000	9,000	10,000
		生産性 （m ³ /人日）	直営	5	5	6	6.3	6.6	7.0

造林・保育	植付	面積 (ha)	直営	13.78	14.22	18.80	19.20	20.0	20.0
			請負						
			合計	13.74	14.22	18.80	19.20	20.0	20.0
	下刈り	面積 (ha)	直営	11.47	16.60	20.64	23.00	30.0	30.0
			請負						
			合計	11.47	16.60	20.64	23.00	30.0	30.0
	その他	面積 (ha)	直営	5.44	2.80	7.64	2.5	3.0	3.0
			請負						
			合計	5.44	2.80	7.64	2.5	3.0	3.0

5 経営管理の対象となる森林の確保

(1) 事業期間

令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日（5年間）

(2) 目標とする事業年度

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

(3) 直近3か年の事業実績及び事業計画

直近3事業年度の実績、直近から1・3・5年目の事業計画を記載してください。

区分		直近3事業年度の実績			目標とする 事業年度の見込
		直近の前々年	直近の前年	直近	
経営管理 の対象と なる森林	所有林（信託を受けた森林を含む） (ha)	62.18	61.49	202.08	210.00
	経営管理実施権の設定を受けた森林 (ha)	0.00	0.00	0.00	5.00
	5年以上の長期受委託森林 (ha)	74.71	128.96	74.99	10.00
	森林経営計画の対象森林 (ha)	167.56	185.49	185.49	190.00

5年以上の長期受委託森林は、受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限りします。

森林経営計画の対象森林は、所有林（信託を受けた森林を含む）、経営管理実施権の設定を受けた森林及び5年以上の長期受委託森林と重複計上しないください。

以下の6～12の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

その他の取組等がある場合には、（ ）内に記載し、該当する箇所にチェックしてください。

該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

6 生産管理又は原木の流通合理化等

	取り組んでいる	取り組む意向がある
(1) 適切な生産管理		
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	☒	☐ (年後)
作業システムの改善	☒	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐ (年後)
(2) 原木の安定供給・流通合理化等		
製材工場等需要者との直接的な取引	☒	☐ (年後)
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	☒	☐ (年後)
森林所有者や工務店等との連携	☒	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐ (年後)
(3) 認定森林経営プランナーの在籍	在籍している ☐ 在籍していない ☒	

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

作業日報による工程の確認を行い、作業システムの改善に努めている。

7 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☒	☐ (年後)
コンテナ苗の使用	☒	☐ (年後)
低密度植栽	☒	☐ (年後)
下刈りの低減	☒	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

伐採・造林の一貫作業システムに取り組んでおり、今後もコンテナ苗を活用し造林と保育に努める。

8 主伐後の再造林や下刈りの実施

実施して
いる 連携協定
の有無

主伐後の再造林の実施



再造林後の下刈りの実施



上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

再造林を一体的に実施できる体制を整えており、今後も主伐後の適切な更新を進めていく。

9 生産や造林・保育の実施体制の確保

3 年間
以上 1 年間
以上 1 年間
未満 実績なし

素材生産の事業実績



造林・保育の事業実績



林業技能士の在籍

1 級が
在籍 2 級が
在籍 1 級・2 級ともに
在籍していない現場作業員（常用）に占めるフォレストリーダー、
フォレストマネージャー、林業技能士（1 級及び 2 級）の割合3 割
以上3 割
未満

フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1 級、2 級及び 3 級）の人数をそれぞれ記載するとともに、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1 級及び 2 級）の合計数を記載してください。なお、合計数については、複数所有している者が重複しないように留意してください（延べ人数ではなく実人数となるよう、いずれかで 1 カウント）。

フォレストリーダー 3 人
フォレストマネージャー 3 人
林業技能士 0 人

10 伐採・造林に関する行動規範の策定等

策定等
している策定等
する意向
がある

独自の行動規範等の策定

☐（ 年 後 ）

所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等

☐（ 年 後 ）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

所属する団体の行動規範に従い、会社の行動規範としている。

11 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	取り組む意向がある
(1) 雇用管理の改善		
現場作業職員の常用品化	☒	☐ (年後)
現場作業職員への月給制の導入	☒	☐ (年後)
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☒	☐ (年後)
退職金共済への加入などの福利厚生	☒	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐ (年後)
(2) 労働安全対策		
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐ (年後)
労災保険への加入 (一人親方等の特別加入を含む)	☒	☐ (年後)
リスクアセスメント	☒	☐ (年後)
防護具の着用の徹底	☒	☐ (年後)
作業現場の安全巡回	☒	☐ (年後)
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☒	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐ (年後)
過去 3 年以内における休業 4 日以上の労働災害 (死亡災害を含む) 発生の有無	有 ☒	無 ☐
上記の労働災害が発生している場合、適切な再発防止策が定められている	定められている ☒	定められていない ☐

再発防止策については、林野庁ホームページ（森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり）に掲載している「災害事例から見る再発防止対策」等を参考にしてください。また、現場作業職員を含む組織内全員に周知してください。

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

各種研修や訓練に積極的に参加し、雇用管理の改善に努めている。また、従業員には安全教育を徹底し、労働安全対策を実施している。

12 コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員や一般役員が逮捕されたとき、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年未満にある	☐	☒
業務に関連して法令に違反し、かつ事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組を行っていない	☐	☒
国・都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている	☐	☒
別表 -1-(6)の行動規範等に触れる違反行為を行った	☐	☒
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある	☐	☒
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者等		
森林所有者や請負事業者との契約の際に、書面等により取引条件を明示している	☒	☐
個人情報の取り扱いに関する要領などを整備している	☒	☐

13 常勤役員の設置（法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名	住所	生年月日
代表取締役社長	シマザキ サチオ 島崎 祐男		
代表取締役副社長	イシカワ ユウタロウ 石川 裕太郎		
専務取締役	ナカヤマ ヒデユキ 中山 英之		
取締役土木部長	サトウ ノリユキ 佐藤 規之		
取締役営業部長	ナガタ オサム 永田 修		

14 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域または

集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域

市町村名：鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村

経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

一体経営管理森林

自然的経済的社会的諸条件やその周辺の土地の利用の動向に照らして一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林

15 その他知事が定める情報

SGEC「緑の循環」認証